二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正関係

1　個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う規定の整備

個人情報保護委員会の設置に伴い、特定個人情報保護委員会に係る規定を整備等することとし、個人情報取扱事業者の範囲が拡大することに伴い、個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に係る規定を整理等することとした。（第四条及び第五条関係）

2　行政機関の長等における研修の実施等

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項等に関する研修を行うもの等とした。（第四条関係）

3　日本年金機構に係る経過措置

日本年金機構は、一定期間、個人番号の利用や情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができないものとした。（第四条及び第六条関係）

4　個人番号の利用範囲・情報連携の範囲の拡充等関係

地方公共団体が行う独自利用事務において情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることとし、医療等分野その他の分野における個人番号の利用範囲・情報連携の範囲を拡充することとした。（第六条関係）

5　金融分野における個人情報の活用

預金保険機構等が行う金融機関破綻時の預金保険制度等における債権額の把握に関する事務において個人番号を利用できることとした。（第七条関係）

6　その他

その他所要の規定の整備をすることとした。

三　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇農林水産省組織令等の一部を改正する政令（政令第三一九号）（農林水産省）

一　農林水産省組織令の一部改正関係

1　政策統括官の設置及び大臣官房の部の改組

政策統括官一人を置くほか、大臣官房検査部を検査・監察部に改組することとした。（第二条及び第九条関係）

2　特別な職の増員

大臣官房に審議官二人及び参事官三人を増員することとした。（第一二条及び第一三条関係）

3　大臣官房の再編

㈠　大臣官房の所掌事務を変更するとともに、大臣官房（部を除く。）の課を秘書課、文書課、予算課、政策課、広報評価課及び地方課に再編することとした。（第三条及び第一四条～第二〇条関係）

㈡　大臣官房国際部国際政策課及び国際経済課の所掌事務を変更するとともに、同部国際協力課を国際地域課に改組することとした。（第一四条及び第二一条～第二三条関係）

㈢　大臣官房検査部調整課を調整・監察課に改組することとした。（第一四条及び第二八条関係）

4　消費・安全局の再編

消費・安全局の所掌事務を変更するとともに、表示・規格課及び消費者情報官を消費者行政課に、消費・安全政策課を食品安全政策課にそれぞれ改組することとした。（第四条、第三〇条、第三二条及び第三三条関係）

5　食料産業局の再編

食料産業局の所掌事務を変更するとともに、同局の課を再編し、食文化・市場開拓課及び輸出促進課を設置するほか、新事業創出課を知的財産課に、食品小売サービス課を食品流通課に、食品製造卸売課を食品製造課にそれぞれ改組することとした。（第五条、第三八条、第四〇条～第四四条、第四六条及び第四七条関係）

6　生産局の再編

生産局畜産部に飼料課を設置するとともに、農産部農業環境対策課及び畜産部畜産振興課の所掌事務を変更することとした。（第四八条、第五六条、第五八条及び第五九条関係）

7　経営局及び同局の課の所掌事務の変更

経営局並びに同局総務課、就農・女性課、協同組織課及び金融調整課の所掌事務を変更することとした。（第七条、第六四条及び第六七条～第六九条関係）

8　農村振興局の再編

農村振興局並びに同局総務課、農村政策部農村計画課、都市農村交流課及び農村環境課並びに整備部土地改良企画課の所掌事務を変更するとともに、農村政策部中山間地域振興課を地域振興課に、整備部農村整備官を地域整備課にそれぞれ改組することとした。（第八条、第七三条～第七七条、第七九条及び第八二条関係）

9　政策統括官のつかさどる職務を助ける参事官の設置

政策統括官のつかさどる職務を助ける参事官二人を置くこととした。（第八四条関係）

10　地方農政局の部の再編

地方農政局農村計画部及び整備部を農村振興部に改組するとともに、北陸農政局、東海農政局及び近畿農政局の総務部を廃止することとした。（第九二条関係）

二　農林水産技術会議令の一部改正関係

事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとすることとした。（第五条関係）

三　商品先物取引法施行令等の一部改正関係

次に掲げる政令に規定する農林水産大臣の権限の地方農政局長への委任の範囲を改めることとした。

1　商品先物取引法施行令（昭和二五年政令第二八〇号）（第五七条関係）

2　農業協同組合法施行令（昭和三七年政令第二七一号）（第九条関係）

3　商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四五号）（第一四条関係）

4　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二〇年政令第二〇号）（第二三条及び第三一条関係）

5　株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二〇年政令第一四三号）（第三三条関係）

6　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二〇年政令第一九二号）（第四条関係）

四　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令等の一部改正関係

次に掲げる政令に規定する農林水産大臣の権限の北海道農政事務所長への委任の範囲を改めることとした。

1　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五四年政令第二六七号）（第三四条関係）

2　資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三二七号）（第三二条関係）

3　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四一一号）（第一二条関係）

4　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成一三年政令第一七六号）（第七条関係）

五　農産物検査法施行令の一部改正関係

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成二七年法律第三〇号）の施行に伴い、農産物検査法施行令（平成七年政令第三五七号）について所要の改正を行うこととした。（第四条関係）

六　その他

この政令の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第五条関係）

七　施行期日

この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三二〇号）（厚生労働省）

一　中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係

独立行政法人勤労者退職金共済機構に設置される資産運用委員会の委員に任命することができる教育公務員は、学校教育法の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とすることとした。（第一五条の二関係）

二　独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正関係

1　独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）の業務のうち福祉貸付事業及び医療貸付事業における損失の危険の管理に係る独立行政法人通則法第六四条第一項及び独立行政法人福祉医療機構法第二五条第一項の規定による厚生労働大臣の立入検査の権限を内閣総理大臣に委任することとした。（第一八条関係）

2　独立行政法人福祉医療機構法第二六条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限を関東財務局長等に委任することとした。（第一九条関係）

3　福祉医療機構が承継債権管理回収業務において回収した債権の元本の金額の年金特別会計への定期的な納付等について、納付期限等に関する規定を設けることとした。（附則第五条の二関係）